

スコットランドにおける“信託”の法概念と 欧州における信託導入への展望

渡辺 宏之

目次

1. はじめに
2. スコットランドにおける信託の特徴
3. スコットランドにおける信託の歴史と生成過程
4. スコットランドにおける信託の法的構成
5. 欧州における信託導入への展望とスコットランドにおける
“信託”の法概念
6. おわりに

1. はじめに

スコットランドは現在、英国（連合王国）の正式な一地域であるにかかわらず、その歴史的経緯から、大陸法に深く影響を受けた私法を有している。それゆえ、イングランドと同様に、trustと呼ばれる法制度は存在するが、法的構成は非常に異なる。スコットランドは、長い間イングランドとの対抗・独立関係にあり、法的にはむしろ大陸諸国との関係が強かったその歴史的経緯から、いわゆるエクイティ（衡平法）が、独立した実定法上の法準則として存在せず、コモン・ローとエクイティ上の権限の分属という伝統的なイングランドのトラストの構成が採れなかったことが、その理由と考えられる⁽¹⁾。

同じく、多くの大陸法系諸国では、そうした「コモン・ローとエクイティ上の権限の分属」といった法的構成が採れないため、それぞれ独自の「信託類似制度」が存在するものの、法制度としての“trust”その

ものは存在できないと考えられてきた。しかしながら、近時、英米法系の信託に特有の法的構成に拠らず、分離された信託財産の独立性という観念に信託の特徴を見出す考え方が、欧州における統一的な信託法理論を構成するうえで有力となってきている。スコットランドにおける近時の信託の理論構成は、まさにそのような考え方の端緒となるものである。

以上の問題意識のもと、本稿では、スコットランドにおける“信託”の法概念、および、その欧州における理論的展望について考察する。まず、第2章において、スコットランドにおける信託の特徴を析出し、第3章では、そうしたスコットランドにおける信託の歴史と生成過程について述べる。そして、第4章では、スコットランドにおける信託の法的構成について分析し、第5章では、欧州における信託導入への展望と、スコットランドにおける近時の信託の法的構成との関わりについて述べることとする。

なお、「スコットランド信託法」という表現を用いた場合には、その表現に様々な留保や説明を必要とする。それゆえ、スコットランドにおける“信託”の「法概念」という表現を、表題にて用いていることを申し上げておきたい。

2. スコットランドにおける信託の特徴

信託の定義

スコットランドにおける「信託」の定義としては、以下の1921年スコットランド信託法2条 (Trusts (Scotland) Act 1921, s.2.) における3要件を満たすものと考えられている。

- ① 当事者である委託者、受託者、受益者 (truster, trustee, beneficiary) の存在
- ② 受託者への財産の移転
- ③ 信託目的の設定

信託の設定と信託証書

スコットランドにおいても、信託は契約・遺言・信託宣言⁽²⁾の方式で設定することができる。信託の設定は一般的には書面にて行う必要がない⁽³⁾が、これには以下の三つの例外が存在する。

- ① 信託宣言を行う場合において、委託者が同時に唯一の受託者である⁽⁴⁾場合には、書面によらなければならない。
- ② 土地の権利に関する信託の設定は、書面で行わなければならない⁽⁵⁾。
- ③ 遺言または死因処分による信託の場合には、書面の作成が必要とされる⁽⁶⁾。

信託の用途

family trust⁽⁸⁾が一般的である。信託は、古くから、遺言執行⁽⁷⁾、生涯権の設定、破産時の財産管理⁽⁹⁾、不動産権の移転⁽¹⁰⁾、等の目的に利用され、これらには信託一般に関する規定に加え、それぞれ特別の規定が適用される。

最近では、ユニット・トラスト、年金基金信託、等様々な目的に利用されている。

受託者の義務・責任

スコットランドの信託においても、受託者がfiduciaryの地位に置かれることはイングランドの信託と同じである。受託者の負う義務・責任には以下のようなものがある。

- ①注意義務 (duty of care), ②投資に関する義務 (investment duties), ③助言および自己執行の義務 (duty to take advice but not to delegate), ④信託財産保全義務 (obligation to secure trust property), ⑤帳簿作成義務 (duty to keep account), ⑥正当な受益者への支払義務 (duty to pay the correct beneficiaries), ⑦利益相反的行為の禁止 (the rule precluding *auctor in rem suam*), ⑧不適切な分配に対する責任 (liability for improper distribution)

これらに違反することは信託違反 (breach of trust) を構成することも、イングランドと同様である。これらの義務・責任は、用語法に若干

の相違があるものの、カテゴリー的にはイングランドの信託とほぼ同一である。

信託に関する制定法

スコットランドにおいても、信託に関する法律は判例法に基づく部分が多いが、いくつかの重要な制定法が存在する。1861年に、受託者の権限に関する最初の制定法がつけられた。これが1861年スコットランド信託法 (Trusts (Scotland) Act 1861) であり、受託者の地位の引き受けと辞任に関して規定された。その後、1867年スコットランド信託法 (Trusts (Scotland) Act 1867)、1921年スコットランド信託法 (Trusts (Scotland) Act 1921) において、動産・不動産の売却や不動産賃貸、土地管理人や代理人の任命、および投資に関する権限について規定され、さらに、1961年スコットランド信託法 (Trusts (Scotland) Act 1961) および1961年信託投資法 (Trustee Investment Act 1961) が制定され、規定が整備された。他の信託関係の制定法がスコットランドのみに適用される Scotland Act であるのに対し、1961年信託投資法はイングランドにおいても適用される点が異なっている。なお、2005年に Charities and Trustee Investment (Scotland) Act 2005が制定されて、同法に基づき charity (公益信託・公益法人) に関する監督機関 (Office of the Scottish Charity Regulator) が設立され、“charity trustee”というカテゴリーが制定法上導入されるとともに、受託者一般 (公益信託に限らない) の投資等に関する権限が拡大された。

イングランドの信託との相違点

スコットランドにおける「信託」の、イングランドにおける信託と比べての特徴と相違点は以下のようなものである。

- (a) スコットランドの信託における受益者は、信託財産に対して物的権利 (real right) ではなく、(personal right) を有する。
- (b) スコットランドにおいては、信託の公示義務がない。
- (c) スコットランドにおいては、信託の管理に関する裁判所の権限

- スコットランドにおける“信託”の法概念と欧州における信託導入への展望
が、⁽¹³⁾ イングランドに比べて小さい。
- (d) スコットランドの信託では、受託者の利益相反行為 (auctor in rem suam) に対する、裁判所による制裁権限が存在しない。
 - (e) イングランドの信託では、複数受託者の場合には、受託者に対して共同執行義務 (duty to act jointly) が課せられるが、スコットランドの信託では、複数受託者の場合に、定足数 (quorum) を充たしたうえで、多数決 (majority decision) による執行が行われる。
 - (f) スコットランドの法律では、信託の期間について永久権禁止則はない。ただし、委託者は、期間を指定することができる。
 - (g) イングランドにおいては、公共の利益のための信託は、その目的が公益的 (“charitable”) とみなされなければ、通常は無効である。一方、スコットランドでは、不特定多数の人々の利益のために設定されているが、公益目的を推進することはない「公共信託 (public trust)⁽¹⁴⁾」というものが存在する。
 - (h) イングランドにおいては、擬制信託 (constructive trust) が広く認められるのに対し、スコットランドにおいては、擬制信託の成立は非常に限られたケースに限定される。⁽¹⁵⁾
 - (i) スコットランドの信託では、差押不能の生涯権 (alimentary liferents)⁽¹⁶⁾ が認められているが、イングランドの信託では認められていない。
 - (j) スコットランドでは委託者を “trustee” と呼び、 “settlor” という用語は用いていない。

3. スコットランドにおける信託の歴史と生成過程

スコットランドにおける「信託」の起源と歴史の法制史的考察は、近年まで、まとまった研究がほとんど存在しなかった。19世紀の⁽¹⁷⁾ Forsyth, McLaren, 20世紀の⁽¹⁸⁾ Menzies, Mackenzie Stuart⁽¹⁹⁾らの著名な体系書においても、スコットランドにおける信託の歴史的背景ががわずかに述べられるにすぎなかったが、近年では、Robert Burgess 教授⁽²⁰⁾が、

スコットランド信託の起源について法制史的研究を行った⁽²¹⁾。さらに、最近の本格的な研究として、エジンバラ大学の George.L.Gretton 教授による Trusts, in : Kenneth Reid and Reinhard Zimmermann (edd), *A History of Private Law in Scotland, Volume1 Introduction and Property* (2000) が発表されている。以下では、Gretton 教授の論考を主として参照しつつ、スコットランドにおける「信託」の歴史と生成過程を辿ってみることとする。

スコットランドにおける“信託”の起源と発展過程

15世紀に土地所有者の間で発達した、財産を patron に譲渡する方法は、一種の信託のようなものであったとされる⁽²²⁾。また、15世紀および16世紀には、動産の“信託”は一般的であったとの記述もある。確認可能な資料によれば、これらの契約においては‘to the utilitie and profit’という、信託関係を推認させるような文言がしばしば見られる。しかしながら、これらの例は、信託というよりもむしろ、契約上の取り決め(アレンジメント)というべきものであろう。

信託遺贈 (fideicommissum) も、スコットランドにおける trust の源流のひとつであると言われることも多いが、その影響が実質的なものであったのか、あるいはあまり影響がなかったのかを判定することは難しい。

信託に関するスコットランドで最初の判例は、1623年の *Williamson v. Law* ⁽²³⁾ である。同判決の記録には、‘behof’の用語の使用が見られる。‘for behof of’は、少なくとも17世紀後半以降には‘in trust for’と同義語であったとされている。

信託の利用法

17世紀および18世紀においては、スコットランドにおける信託の用法は非常に限定されていたようであり、主として倒産と関係していた。一つは、債権者が、代表して執行を行う者に債権を譲渡する慣行である。これは債権回収の迅速性と利便性のために行われ、譲渡された債権は譲

スコットランドにおける“信託”の法概念と欧州における信託導入への展望

渡人のための信託の形で保有された。この方法は、18世紀末以降に一般的に用いられるようになった。もう一つは、債権者のための (for behalf of) 信託証書 (trust deed) である。この方法は、債務者自身によって行われた。債務者は、受託者となる者に、自らの資産のほとんどもしくは全部を、債権者のための信託の形で譲渡する。この方法は現在でも頻繁に行われており、1985年スコットランド破産法⁽²⁴⁾によって、法的にもその利用が促進される形になっている。

また、19世紀以降、所有権を現実の所有権者 (fiar)⁽²⁵⁾ に与えずに、代位権を生涯権者 (liferenter, usufructuary) に与えるために、生涯権 (liferent, usufructs) が信託の形式で設定されることが多くなった。この制度は、所有権は受託者に与えられ、fiarと受益者は、受託者に対して人的権利を有するものであった。このように、封建的土地所有制度の下で、用益権者 (usufructuary) と所有権者 (fiar) との間の権利関係をスムーズに継続させてゆくために、信託形式による生涯権 (liferent)⁽²⁶⁾ の設定が活用されてきた。

なお、信託を用いた結婚契約 (marriage contract) が、19世紀以降発達した。結婚後、夫が購入した住宅を信託財産とし、妻もしくは子供あるいはその双方の利益のために用いる形式が一般的である。⁽²⁷⁾

信託の特性の形成

信託財産が受託者の債権者の追及から免責される (immunity to creditors)⁽²⁸⁾ という考え方は、17世紀の後半から現れ始めたとされている。しかしながら、この考え方は当時に確立されていたわけではなく、後世になってそのような傾向がはっきりあったことが見出されたとされている。こうした信託財産の、受託者の債権者からの差押・執行免責機能は、19世紀に確立されたようである。

なお、スコットランドにおける、生前 (inter vivos)・死後 (mortis causa) の信託の近代的区分は、19世紀になって生じたとされている。それ以前には死後 (mortis causa) の信託は存在せず、もし死後に機能する信託を意図した場合でも、信託の設定は生前信託として行われてい

た。

信託であることの証明 (proof of trust) については、1696年に制定された法律 (Blank Bonds and Trusts Act 1696) の文言の解釈をめぐって議論があり、多くの判例が生み出されてきた。1832年の判決⁽²⁹⁾以後、信託であることの証明が書面によってのみ行われることは、神聖な原理として機能してきたようであるが、1995年の法律の制定 (Requirement of Writing (Scotland) Act 1995) により、旧法は廃止されて要件が明確化された。

イングランドの影響

スコットランドの裁判所において、イングランドの典拠が引用されることは、スコットランドの信託に関する体系書において引用されることと比べれば、極めて少数である。しかも、スコットランドの判決においてイングランドの典拠が引用される場合、判決よりもむしろ体系書が引用されている。スコットランド信託法に関する近時の代表的な体系書である W.A.Wilson and A.G.M.Duncan, *Trusts, Trustees and Executors* (2nd ed., 1995) では、イングランド判例の引用比率は14%である。さらに、最新のケースブックである James Chalmers, *TRUSTS Cases and Materials* (2002) では、総引用判例のほとんどがスコットランドのものであり、典拠とされる文献も、ほとんどがスコットランドの学者のものである。

スコットランドにおける、イングランド信託法の「実質的な影響」は、特定の時代を中心に、相当程度あったと推定されるが、コモン・ローとエクイティの区別を行わない法体系を有するスコットランドでは、イングランドの trust とほぼ同様の機能を、異なった法律構成により実現せざるを得ず、そのために、スコットランドの裁判所そのものにおいては、イングランドの信託法に関する言及は稀にしか行われなかったものと考えられる。

最近の研究では、スコットランドにおける「信託」の原型は17世紀に独自に発展したが、その後、イングランドの (実定法的準則としての)

スコットランドにおける“信託”の法概念と欧州における信託導入への展望

エクイティの体系と実務の影響を受けて、スコットランド信託法が変容し洗練され、その主要な影響は現在にまで至っているとの考え方が有力になってきている⁽³⁰⁾。

スコットランドにおける立法と司法制度

スコットランドにおいては、イングランドのような「エクイティ裁判所」が存在しなかったため、独立した「法準則」としての「エクイティ」が存在しない⁽³¹⁾。

スコットランドの司法制度は、民事・刑事双方の事件を広範囲に扱う第一審裁判所たるシェリフ裁判所 (Sheriff Court)、民事上級審たる高等民事裁判所 (Court of Session) とスコットランドの刑事最終審たる最高刑事裁判所 (High Court of Justiciary)、そして英国の最高裁たる貴族院 (House of Lords) から成り立っている。これらのうち、高等民事裁判所と最高刑事裁判所は、1707年の連合条約19条によって、イングランドとの連合以降も、その存続・維持が明文規定によって保障された。また、これらの裁判所とセットの形で設立され、数世紀にわたってスコットランド司法の担い手たる法曹を輩出してきた、大きな権威を有する自治組織の一つである Faculty of Advocates⁽³²⁾ も、同様に、連合以降現在に至るまで、基本的に同一の体制で維持されてきている。なお、貴族院の判決は、スコットランドの高等民事裁判所以下の裁判所を拘束するが、イングランドの控訴院以下の判決は拘束力は有しない。スコットランドからの上訴 (Scottish appeal) に対する貴族院判決は、スコットランドにおいて当然として拘束力を有するものの、イングランドからの上訴 (English appeal) については、スコットランドにおいては、原則として拘束力を有しない⁽³³⁾。

このように、1707年のイングランドとの「連合」以来、1999年のスコットランド議会の復活までの約300年ほど、スコットランドには、独自の立法権は存在しないものの、独自の司法権が存在するという特異な状況が続いていた。ウェストミンスターで制定された形にはなっているものの、スコットランド向けの制定法は、スコットランドのコモン・

ローとの整合性を保つため、別途立法が行われてきた。それらのスコットランド“独自法”は、ある意味で、いわば、一種の壮大な“慣習法”の体系とすることができるのではないかと思われる。

さらに、その背景には、スコットランドのイングランド化の理論的中核となった法学者・哲学者達の多く（例えばフランシス・ベーコン）においても、慣習を無視した強制的な法の統一をためらった事実があったとされており、このことは、「法規範の自律性」について我々に重要な示唆を与えてくれる⁽³⁴⁾。

一方で留意すべきことは、スコットランドの法律家（スコットランド人）のイングランドに対する自立心・対抗心の強さである。スコットランド法の自律性に関心がある者にとって、スコットランドの trust がイングランド法から独立していると主張することは重要である。それゆえ、歴史的研究を行う場合には、この点に十分に留意しつつ、ともすれば「スコットランド法の自律性」という結論に傾きがちなスコットランド人自身による研究の、ありうべきバイアスを取り除く必要があるであろう。

4. スコットランドにおける信託の法的構成

従来の法的構成

スコットランドのいわゆる Institutional Writers（体系的・権威的著者）らにおいては、trust を寄託 (deposit) と委任 (mandate) の結合と捉える傾向があった。17世紀から19世紀においては、trust は寄託か委任、あるいは両者の結合した契約形式であることがしばしば述べられた。Stair (ステアー)⁽³⁵⁾ はこの考え方を採り、Bankton (バンクトン)⁽³⁶⁾ や Erskine (アースキン)⁽³⁷⁾ も同様であった。実際の判例においても、受託者の地位は信託財産の受寄者 (depositories) であり、管理の受任者 (mandataries) であるとしたものがある⁽³⁸⁾。

以上のような法的構成の欠陥としては、寄託では財産権の移転が行われないこと、および、相続財産としての不動産や無体財産権については

スコットランドにおける“信託”の法概念と欧州における信託導入への展望

寄託することができないこと、また、委任は、委任者死亡後は存続することができないことが挙げられる。⁽³⁹⁾

寄託と信託は、設定者ないし第三者の利益のためという点では目的は類似するが、対象財産の権限の移転の有無および受託者と受寄者の権限義務において本質を異にしており、寄託も委任も財産権移転 (conveyance) の手段ではなく、占有を移すために寄託の方法を採るのは一般的ではなかった。信託を寄託と委任の結合と考える考え方の背景には、信託は単に17世紀にイングランドから継受されたものとみなすべきではないとの考え方が存在すると思われる。その後、信託は「準契約」(quasi-contract) であるとする McLaren のような見解も現れた。⁽⁴⁰⁾

スコットランドにおいて、長い間、信託の法的構成が曖昧であった背景には、信託とされるもののなかに、委託者から受託者に財産権が移転しないものが含まれていたことも、理由として挙げられるであろう。こうした信託の例としては、管理目的の信託 (trust for administration) が挙げられる。例えば、委託者は自らの財産を銀行に“信託”して財産を管理してもらうが、実際に財産権の移転は行わないといったケースである。

また、スコットランドにおいて、委託者の権利は、“radical right”⁽⁴¹⁾ (根本権) と呼ばれることがあった。radical right doctrineによれば、委託者は信託財産の所有者であり続け、受託者は所有権に至らない物的権利 (a real right less than ownership) を有する。一定の状況の下においては、AからBに財産を移転した後もAが所有者であり続けるとする。Bが所有者であるかのような外観を呈するが、Aは“radical right”⁽⁴²⁾ (根本権) を有しているという法的構成を採るのである。主として、担保のための信託の場合に、このような法的構成がとられた。この理論は1734年の判決である *Snee & Co. v. Anderson's Trs* (1734) Mor 1206. に端を発し、*Campbell of Edserline* (1801) 等において用いられ、*Gilmore v. Gilmours* (1876) 11M 853で最高潮を迎えた。現在ではほとんど衰退して忘れ去られている。⁽⁴³⁾

radical right doctrine と同様の構成は、貴族院の判決である *Heritable*

Reversionary Co. Ltd v Millar ⁽⁴⁴⁾においても現れた。受託者はlegal titleを有し、所有者としての外観を有している (apparent owner) が、実質的には bare trustee (受動信託の受託者) であり、包括的な受益権は、信託財産の真の所有者である受益者に属するとされた。

スコットランドでは、不動産に関する権利移転登記未了時の売主の倒産に対する買主の救済がしばしば問題となる。*Sharp v Thomson* ⁽⁴⁵⁾において、貴族院 (House of Lords) は、信託の成立を認めることによって買主の救済を行ったが、スコットランドにおいては、本判決はイングランド的なエクイティの法体系を前提とするものとして、激しく批判された。⁽⁴⁶⁾しかしながら、*Burnett's Trustee v Grainger* ⁽⁴⁷⁾において、貴族院は再び同様の判決を言い渡した。

一方で、スコットランドの学者においても、イングランドと同様の法的構成を行う考え方も存在した。A. MacKenzie Stuart は、自身の体系書において、信託財産は受託者と受益者に同時に所有されているとしている。⁽⁴⁸⁾この主張が、スコットランドのイングランド化が強く進められたといわれる1930年代に行われたことを前提としても、非常に驚くべきものであるといえる。また、最近では、D.M.Walker が、信託財産は受託者に属するとしながらも、別の箇所では受益者に属するとしている。⁽⁴⁹⁾

こうした理論的混乱を一笑に付するのは簡単ではあるが、「コモンローとエクイティ上の権限の分属」という構成を取れない前提のもと信託を導入したスコットランドにおいて、理論的混乱は不可避免的なものであったとも言える。そして「受託者と受益者が同時に信託財産を所有している」といった考え方が出てくるのもやむをえないところである。

ここで留意しておくべき重要な点は、信託違反により信託財産が第三者に譲渡された場合の、受益者による「追求権」に関しては、スコットランドでは recompense (補償) や restitution (現状回復) 等を通じて、unjustified enrichment (不当利得) に対する救済により処理されてきたとの指摘である。信託以外での不当利得に対する救済は、スコットランドの方がイングランドより発達していることが併せて指摘されている。⁽⁵⁰⁾

以上のような理論上の紆余曲折を経て、現在では、受益者の権利は、

物的権利 (real right) ではなく人的権利 (personal right) であるとの考え方が定着している。1939年の判例である *Inland Revenue v. Clark's Trs* 1939 SC11. 以降、受益権の性質が人的なものであることが特に問題とされたことはなく、その考え方は以後定着していったが、概念上の混乱は引き続き生じており、理論的な整理がすっきりとなされているとは言い難い状況にあった。

Patrimony 理論

そうした状況の下、Gretton 教授は、スコットランドにおける信託の法的構成について、新たな理論的枠組みの必要性を主張し、近年、“patrimony” の概念を用いて信託の法的構成を行っている。

patrimony とは、個人の財産の総体 (資産と負債の合計) を表す概念である。個人は皆、patrimony を有しており、通常はひとつの patrimony しか有していないが、信託の受託者は、通常の patrimony から分離された独立の「特別な patrimony」を有しており、この特別な patrimony が信託財産である。trust patrimony (信託財産) と private patrimony (個人財産) は、別個の財産であり、一方の patrimony の債権者が、他方の patrimony に対して請求することはできない。ある patrimony に属する財産が売却された場合、売上金は当該売却財産に代位し、同一の patrimony に属することになる。⁽⁵¹⁾

混合された財産の取扱いについては、基本的に、複数の受託者が存在し、ソリシターや会計士が専門的に管理しているため、實際上問題になることは少ない。なお、単独受託者が辞任する場合には、後任の受託者を指名することを義務付けることが法律で規定されている。⁽⁵²⁾

patrimony と同様の概念は、コモンロー法域だけではなく、ローマ法における peculium やフランス法における patrimoine、ドイツ法における Sondervermögen 等に存在する。⁽⁵³⁾ Gretton 教授は、自らの patrimony 理論は、フランスのルポール (Pierre Lepaulle) の所説 (patrimoine d'affectation)⁽⁵⁴⁾ に着想を得たと述べている。カナダのケベック州 (Quebec) においては、patrimony の概念を使用した信託に関する規定

を制定している (Civil Code, art 1260.⁽⁵⁵⁾)。これは、ルポール理論の強い影響を受けたことが夙に指摘されるところである。

信託財産は、あたかも法人であるかのように機能するものであり、歴史的にもそのような機能を担ってきた傾向があることを理由に、ルポールは信託を法人として構成することを示唆した。しかしながら、そうしたルポール理論に対して、オーストラリアの比較法研究者である K.W.Ryan は、ルポール理論は、ドイツ法における目的財産 (Zweckvermögen) と特別財産 (Sondervermögen)⁽⁵⁶⁾ を混同しており、特別財産の概念は法人とは無関係であると批判した。

Gretton 教授や同じく patrimony 理論を提唱するエジンバラ大学の Kenneth Reid (K.G.C. Reid) 教授も同様に、信託財産 (trust patrimony) の「実質的法主体性」を主張する。確かに、そのような前提であれば、仮に受託者が欠けても信託財産に影響は生ぜず、理論の一貫性が強化される。ただし、信託財産が法形式上の「法人格」を有するとまで主張した理論は見当たらない⁽⁵⁷⁾。

信託財産が結局法人格を有しないのであれば、受託者が欠けた場合に、patrimony 理論は一旦中断される。この点、受託者の職務 (office)⁽⁵⁸⁾ の存在を重視し、patrimony 理論を補完するものとする立場もある。

patrimony 理論は、イングランド的な「コモンローとエクイティ上の権限の分属」といった法的構成によらずに、信託の構造と法的効果を説明する有効な理論であるが、同理論はごく最近になって学者により提唱されはじめたものである。歴史的に、スコットランドにおける信託の当事者が patrimony の概念を明確に意識していたとは一般的にいえないであろうと思われる。この点、Gretton 教授は、patrimony 概念はスコットランドで古くから一般的である estate の概念の一部と同義であると主張する⁽⁵⁹⁾。この問題は、スコットランド法制史の観点からも興味深い問題であるが、いずれにせよ、Scottish Law Commission において、patrimony 概念の実定法的組み入れが検討されていることが注目される⁽⁶⁰⁾。

5. 欧州における信託導入への展望とスコットランドにおける“信託”の法概念

多くの欧州諸国では、それぞれ独自の「信託類似制度」が存在するものの、「コモン・ローとエクイティ上の権限の分属」といった法的構成が採れないため、法制度としての“trust”そのものは存在できないと考えられてきた。しかしながら、近時、そうした法的構成に拠らず、「分離された信託財産の独立性」という観念に信託の特徴を見出す考え方が、欧州における統一的な信託法理論を構成するうえで有力となってきている。スコットランドにおける近時の信託の理論構成は、そのような考え方の端緒となるものである。

ハーグ条約

1984年のハーグ国際私法会議15会期（1984年10月20日）において採択された「信託の準拠法及び承認に関する条約草案」において、この条約の署名国は、信託の準拠法について共通の規定を設け、かつ、信託の承認に関する最も重要な問題を扱うことを希望し、この趣旨の条約を締結することを決定した。

1985年に、最初の署名国として、イタリア、ルクセンブルクおよびオランダが署名し、正式に「信託の準拠法及び承認に関する条約」となり、英国、イタリア、オーストラリアの三カ国が批准したことにより、1992年1月1日に発効した⁽⁶¹⁾。同条約の締結においては、スコットランドにおける信託を承認することも、主要な理由のひとつとなっていると言われている。英国では、The Recognition of Trusts Act 1987により批准された。条約は、その後、カナダ・オランダ・香港・ルクセンブルクが批准し、マルタも加入した。さらに2006年にはスイスが批准した。

同条約の第2条では、「信託」とは、「委託者が、生前中の行為により又は死亡を原因として設定する法律関係であって、財産が受益者のため又は特定の目的のため受託者の管理の下に置かれるもの」であるとし、さらに「信託の特徴」として、「信託財産の独立財産性（a項）および

第三者名義 (b項), 受託者に課される特別の義務 (c項)」を挙げている。ここでは, 信託の特徴を現す規定として非常に柔軟な表現が採用されており, 各国における様々な「信託類似制度」の多くに適用可能な規定となっている。

Principles of European Trust Law

その後, 欧州において, 「Principles of European Trust Law (欧州信託法基本原理)」が, 1999年に作成された。同原理は, 1996年にオランダの Nijmegen 大学で, 当時同大学に招聘されていたロンドン大学キングスカレッジの David Hayton 教授 (当時) を中心に組織された, 欧州各国およびオフショア諸法域で行われる信託および信託類似制度の統一に向けてのプロジェクトの成果である。8箇条の規定からなる基本原理の他, それに関するコメント, および, スコットランド, ドイツ, スイス, イタリア, フランス, スペイン, デンマーク, オランダの各国からのメンバーによるレポートが付されている。欧州信託法基本原理は, 研究者グループによる提言という形をとるものであるが, 欧州各国の“信託法”形成とその統合に向けて, その影響は非常に大きいものとなりうる可能性がある⁽⁶²⁾。

‘Principle’ (欧州信託法基本原理) は, 英米法系の信託に特有の法的構成に拠らず, 分離された信託財産の独立性という観念に信託の特徴を見出している。同原理の第1条では, 「信託は, 受託者が自己の財産とは別個に (segregated from his private patrimony) 信託財産を所有し, 他人の利益又はある目的の実現・推進のために管理する義務を負う仕組みである」と規定し, 大陸法諸国が信託制度を導入するにあたって特に問題となりうる, 受益者の追求権 (第1条第4項), 信託宣言 (第2条) 等の論点については, ‘Principle’ は, “may” の表記を用い, Principle を導入する各国の判断にゆだねている。

スコットランドにおける近時の信託の理論構成は, 欧州信託法基本原理の1条に見られる, 独特の財産権理論である patrimony, および segregated fund と, 奇しくも同様の構成となっている。ということは

スコットランドにおける「信託」の法概念と欧州における信託導入への展望

つまり、スコットランド信託法の理論の中核となるものが、欧州における統一的な信託法理論の中核となる可能性がありうるということである。

実際、同プロジェクトのメンバーであったオランダの学者は、スコットランドのような“mixed Jurisdictions (混合法域)⁽⁶⁴⁾”における信託法のあり方が、オランダのような大陸法域において「信託」を発展させてゆくうえでの先例となり、それがまさに Principles of European Trust Law⁽⁶⁵⁾ となりうると主張している。

欧州統一信託法へ向けての構想と手段

さらに最近の動向として、欧州統一信託法へ向けて、①商事目的の信託型ファンド等、目的・類型等を限定した欧州統一信託法の制定を企図する立場、また、②本格的な欧州統一信託法の制定を企図する動きが出てきている。

商事目的の信託ファンド法の制定を企図する立場は「欧州信託法基本原理」の延長線上にあり、オランダの学者を代表として試みられている。規定の文言上にあえて“trust”の文言を使用せずに、“protective fund”と称する信託型ファンドに関する、欧州の統一的規定を創設する形式が企図されており、「信託」の導入の可否をめぐる各国の議論をできるだけ回避しようとするのが特徴として挙げられる。

本格的な欧州統一信託法の制定を企図する立場は、EU各国の学者・裁判官で構成されるグループによるものである。特筆すべきことは、両者のいずれの立場においても、“patrimony”、つまり「分離された信託財産の独立性」の概念が、信託の法的構成の基本に据えられていることである。

外国法に基き設定された信託のみを認める立場

なお、欧州においては、「自国の法制度における信託は認めないが、抵触法的観点から、外国法に基き適法に設定され自国に存在する信託を認める」といった立場も依然として有力である。

ハーグ信託条約の締結国は、自国に国内制度として信託法を有してい

るか否かを問わず、条約第2章の定める信託準拠法に従って設定された信託を承認しなければならない。そこで問題になるのは、例えばイタリアにおいて外国の信託法が適用されるのは、外国人が外国で設定した信託等のいわば「外国信託」に限るのか、それとも、信託設定の準拠法は信託制度を有する外国の法律であるが、イタリア居住のイタリア人がイタリア居住のイタリア人を受益者としてイタリア所在の信託財産についてイタリアにおいて設定した「信託」のような、いわばイタリアの「国内信託」にも、ハーグ信託条約の規定を通じて、外国信託法が適用されるかということである。もし、イタリアの国内信託にも外国信託法が適用されるとすると、イタリアには国内制度として信託法が存在しないにもかかわらず、外国信託法を使うことによって、イタリア国内でも自由に信託を設定できることになる。⁽⁶⁶⁾これは、イタリアの Lupoi 教授によって主唱されてきた立場であり、⁽⁶⁷⁾最近のイタリアにおける判決も、基本的に同様の立場を表明している。

なお、2006年2月の民法改正 (the law n°51 of February 23, 2006) により、制限能力者の財産が管理される場合の、当該財産の特別財産性が認められることになったが (イタリア民法第2645条B)、これがイタリアにおける信託の導入の契機となるかどうか注目される。

立法による信託の導入

さらに、各国において、立法により信託の導入を認める動きも出てきている。

ルクセンブルクでは、「信託及び信託契約に関する2003年7月27日の法律」 (loi du 27 juillet 2003 relative au trust et aux contrats fiduciaires) ⁽⁶⁸⁾が成立した。同法第6条第1項では、信託財産 (patrimoine fiduciaire) は、信託受任者の個人財産 (patrimoine personnel) 及び他の信託財産から独立であると規定されている。⁽⁶⁹⁾

また、フランスでは2007年に成立した Loi Instituant La Fiducie (Loi n° 2007-211 du 7 19n fevrier 2007) により、制定法による信託 (fiducie) の導入が行われた。同法は18カ条から成り、第1条の21個の規定は民法

典に挿入される形式となった。1992年の法案は不成立に終わったが、租税回避目的での濫用の懸念が解消できなかったことがその主な理由であったと考えられるため、今回成立した法律では、課税関係の規定がかなりの比率を占めている（第3-11条）。法律成立の主要な背景としては、国際競争力の観点からの、信託を用いた経済活動の推進が挙げられる。同法が委託者を法人とし（第1条 Art.2014前段）、いわゆる *libéralité*（恵与、資産の無償移転）のための信託の設定を禁止（第1条 Art.2014後段）していることから、同法が、商事目的の信託を想定して作られていることがわかる。

同法第1条の Article 2011では、「信託 (*fiducie*) は、委託者が自己の財産および権利の全部または一部を受託者に移転し、受託者は、財産および権利を自分個人の財産 (*patrimoine*) から分離して、特定の目的の実現のために、一人または複数の受益者のために行う取引」であると規定しており、フランスやルクセンブルクにおいても、「信託」概念の中心となるのはやはり *patrimony* (*patrimoine*) であるが、ルクセンブルク法では *patrimoine* の語が用いられ、フランス法では *patrimoine d'affectation* の語が用いられているという違いがある。前者は古くから使用されている「特別財産」の概念であり、後者はルポールの説に端を発する「実質的法主体」の概念である。ハーグ信託条約の公式文書においても、英語版では前者、フランス語版では後者に基づいた記述がなされており、各国の専門家の間でも概念の混乱がみられる。⁽⁷⁰⁾ 私見では、第4章で言及したように、信託の基本概念としてより適切であるのは、*patrimoine d'affectation*（実質的法主体）概念ではなく、*patrimoine*（特別財産、*patrimony*）概念であると考えている。

6. おわりに

スコットランドにおける“信託法”の歴史は、「エクイティなき信託」をいかに法的に構成するか苦心の歴史であるといえる。イングランドとの複雑な歴史を有するスコットランドは、ついにコモン・ローとエク

イティの区別を行うことなく、独自の法体系を構築・発展させてきた。スコットランドにおける「信託」の法概念は、その法体系を理解するうえでの鍵であろう。

わが国においては、そもそも、受益権の性質についての論争が存在すること自体、わが国の法継受に関する特殊性を背景にしているものと考えられがちである。しかし、この点は、信託の発祥地とされる英国においても、ある意味で同様であると言える。英国では、長い間、信託の基本構造は「コモン・ローとエクイティ上の権限の分属」によって説明されてきたが、これは、厳密に言えばイングランドにおける法的構成である。イングランドと異なり、受益権を物権的に構成することが難しいのはわが国もスコットランドと状況を同じくする。わが国には“patrimony”の概念は存在しないかわりに、信託財産の「特別財産性」を信託法の規定によって認めている。

本稿で取り上げたように、最近の欧州では、patrimony 概念を軸とする法的構成の下、欧州諸国の様々な信託類似制度や、あるいは諸オフショア法域における“信託”をも取り込んだかたちで、統一的な信託法を構築しようとする試みが行われている。こうした動向が仮に立法の形式で実現するようなことがあれば、今後のわが国における信託法理にも、少なからず影響を与えるものと思われる。

欧州においては、各分野において法統一への動きが活発であり、契約法の分野においても、学者グループにより「欧州契約法原則」(Principles of European Contract Law) 等が作成され、その意義について様々な論議を呼びつつも、着実に影響を与えつつあると思われる。そこで行われている手法は、欧州における法統一を果たすために、ベースとなる共通項を括りだし、最も機能的と思われる方法での草案作成であり、信託についても同じような手法が試みられている。どのような形式にせよ、欧州統一の信託法(ディレクティブ)の制定・国内法化には大きなハードルが存在すると思われるが、そのような法統一の試みは、比較法の成果の結晶として、各国における信託制度の導入の契機ともなりうる。欧州における信託導入の動向を注視しつつ、信託の基本概念と法

スコットランドにおける“信託”の法概念と欧州における信託導入への展望
の構成について総括してゆくべき時期が到来していると思われる。

*学会報告に際し、司会をお引き受け頂いた新井誠教授に感謝申し上げます。また、本稿執筆に際して、多くのご教示を頂いた Kenneth Reid 教授（エジンバラ大学）、George Gretton 教授（エジンバラ大学、Scottish Law Commission）、Roderick Paisley 教授（アバディーン大学）、学会報告当日に貴重なご教示を頂いた能見善久教授、道垣内弘人教授、小野傑弁護士に、感謝申し上げます。

- (1) スコットランドにおける信託に関するわが国のこれまでの研究としては、渡辺宏之「スコットランドにおける『信託』の法概念」比較法学39巻3号35頁以下（2006年）がある。本稿は、欧州における信託導入への動きをにらみ、上記論考の内容を展開したものである。内容・見解の若干の相違については、本稿をもって改めたものとさせていただきます。さらに先行する文献として、雨宮孝子「EU 信託法（スコットランドとデンマーク）と英国の公益信託」新井誠編『欧州信託法の基本原理』（有斐閣、2003年）99-106頁、『信託および信託類似制度の研究』（財団法人トラスト60、1993年）50-51頁（木下毅執筆）がある。
- (2) 信託宣言は、1971年に、貴族院（House of Lords）の判決（*Allan's Trs v. Lord Advocate* (1971) SC (HL) 45）によって認められた。ただし、同一人が、同時に一人の受託者でかつ受益者になることは認められない。
- (3) Requirement of Writing (Scotland) Act 1995, s.1(1).
- (4) 1995 Act, s.1(2)(a)(iii).
- (5) 1995 Act, s.1(2)(b).
- (6) 1995 Act, s.1(2)(c).
- (7) Succession (Scotland) Act 1964, s.14(1).
- (8) Trusts (Scotland) Act 1961, s.1(4). *liferent*（生涯権）とは、スコットランドにおいて、testamentary writing（遺言書）によって設定される相続財産に対する権利であって、これにより生涯それを占有し、使用し、収益することができる。
- (9) Bankruptcy (Scotland) Act 1985, s.51(5).
- (10) Conveyancing and Feudal Reform (Scotland) Act 1970, s.27(1)
- (11) Roderick Paisley, *Law Basics TRUSTS* (1999).; James Chalmers,

TRUSTS Cases and Materials (2002).

- (12) 特別法の規定により、公示義務が課せられる場合がある。そのような信託の例としては、社会資本の分配、教育のための寄付、石炭採取ライセンス関連の担保、金融サービス規制関連、債権者のための信託証書、破産の際の法定信託等が挙げられる。
- (13) 裁判所の具体的な権限としては、例えば、信託目的の若干の変更を認めたり、受益者が未成年の場合に受託者の認証を行うことなどが挙げられる。
- (14) public trustは、信託目的が取るに足りないものや浪費を目的とするもの等を除き、最終的にはすべて、Lord Advocate (法律顧問)により執行されうることになっている。
- (15) イングランド法で擬制信託のカテゴリーに含まれるものの大部分は、スコットランドでは擬制信託とは認められず、それらの大部分は、契約 (contract)、不法行為 (delict)、明示信託 (express trust)、不当利得 (unjustified enrichment) の概念により処理されている。信託は、特に倒産法の局面において、スコットランドの法体系における例外的法理として存在するがゆえに、スコットランドの裁判官は、信託成立の範囲の拡大に対して非常に消極的であるといえる。
- (16) liferent (生涯権) とは、スコットランドにおいて、testamentary writing (遺言書) によって設定される相続財産に対する権利であって、これにより生涯それを占有し、使用し、収益することができる。
- (17) Charles Forsyth, Principles of the Law of Trusts and Trustees in Scotland (1844). 同書は、スコットランドの信託についての最初の本格的な研究とされている。
- (18) John McLaren, A Treatise on the Law of Trusts and Trust-Settlements (1863).
- (19) A.J.P.Menzies, Law of Scotland Affecting Trustees (2ND ED.1913).
- (20) A. Mackenzie Stuart, The Law of Trusts (1932).
- (21) Robert Burgess, Thoughts on the Origins of the Trust in Scots Law [1974] JR 196.
- (22) D.M.Walker, Legal History of Scotland, vol.2 (1990), at 687.
- (23) (1623) Durie 54
- (24) Bankruptcy (Scotland) Act 1985, s.59.
- (25) fiarとは、スコットランド法において、相続財産に liferent (生涯権) が設定された場合、当該財産の現実の所有者であると認められ、生涯

スコットランドにおける“信託”の法概念と欧州における信託導入への展望

権が終ったときにその占有を取得し、使用・収益する権利をもつ者をいう。

- (26) K.G.C.Reid, National Report for Scotland, in edited by D.J.Hayton,S.C.J. J.Kortmann and H.L.E.Verhagen, *Principles of European Trust Law* (1999), at 77-78.
- (27) Married Women's Policies of Assurance (Scotland) Act 1880, s.2. なお, Married Women's Policies of Assurance (Scotland) (Amendment) Act 1980, s.1により, 妻名義の財産についても, 同様の信託を設定できるようになった。
- (28) e.g., *Livingston v. Forester* (1664) Mor 191 and 10200, 1 Stair Rep232.; *Mackenzie v. Watson* (1678) Mor 10188, 2 Stair Rep607.
- (29) *Scott v. Miller* (1832) 11 S 21 at29.
- (30) Robert Burgess, *Thoughts on the Origins of the Trust in Scots Law*, at 211; Simon A. Mackintosh, Trusts in Civil Law Countries-Origins and Characteristics of Trusts in Scots Law and Some Practical Problems and Pitfalls, in Rosalind F. Atherton (ed.), *The International Academy of Estate and Trust Law : Selected Papers 1997-1999* (2001), at 62-63. なお, Gretton 教授も, 19世紀後半に, スコットランドはイングランドの信託の影響を大きく受けたであろうことを認めている。Gretton, *Trusts*, at 620.
- (31) ただし, 「エクイティ」は, スコットランドにおいても, 法原理的なものとしては存在する。角田猛之『法文化の諸相—スコットランドと日本の法文化—』(晃洋書房, 1997年) 76頁。
- (32) advocates (アドヴォケイト) はイングランドのbarrister (バリスタ) に相当する。
- (33) 角田・前掲『法文化の諸相』82頁
- (34) 石前禎幸「研究会記事：スコットランド法の独自性について」法律論叢(明治大学) 72巻2・3号297-301頁(1999年)。
- (35) James Dalrymple (Lord Stair), *Institute of the Law of Scotland* (1681).
- (36) Andrew McDouall (Lord Bankton), *Institute of the Law of Scotland* (1751).
- (37) John Erskine, *Institute of the Law of Scotland* (1773).
- (38) *Cuninghame v. Montgomerie* (1879) 6 R 1333 at 1337. (Lord Inglis)
- (39) T.B.Smith, Trusts and Fiduciary Relationships in Law of Scotland, in T.B.Smith, *Studies Critical and Comparative* (1962), at.220.
- (40) John McLaren, *The law of Wills and Succession as Administered in*

- Scotland, Including Trusts, Entails, Powers and Executry (3rd ed., 1894), at.825
- (41) George L. Gretton, "Radical Rights and Radical Wrongs", 1986 *Juridical Review* 52, 192.
- (42) Kenneth Reid, Property Law : Sources and Doctrine, in edited by Kenneth Reid and Reinhard Zimmermann, *A history of private law in Scotland* (volume I) (2000), at.195.
- (43) Gretton, *Trusts*, at 514.
- (44) (1892) 19R (HL) 43, 46-47.
- (45) 1997 SC (HL) 66
- (46) George Gretton, Equitable Ownership in Scots Law?, 5 *Edinburgh Law Review* 73 (2001); Kenneth G.C. Reid, Equity Triumphant : Sharp v Thomson, 1 *Edinburgh Law Review* 464 (1997); Discussion Paper on *Sharp v Thomson* (Scottish Law Commission, July 2001).
- (47) 2004 SC (HL) 19
- (48) A. MacKenzie Stuart, *The Law of Trusts*.
- (49) D.M.Walker, Principles of Scottish Private Law, vol.4 (4th edn.,1989), at.4; at.218.
- (50) T.B.Smith, *Trusts and Fiduciary Relationships in Law of Scotland*, at.224.
- (51) George L.Gretton, Trusts and Patrimony, in MacQueen (ed.), *Scots Law into the 21st Century : Essays in Honour of W.A.Wilson*, at 182. (1996); George L.Gretton, Trusts Without Equity (2000) 49 *I.C.L.Q.* 599 ; Kenneth Reid, "Patrimony Not Equity: the trust in Scotland" 8 *European Review of Private Law* 427 (2000).
- (52) Trusts (Scotland) Act 1921 s3 (1).
- (53) Tony Honore, Obstacles to the Reception of Trust Law? The Examples of South Africa and Scotland, in edited by Alfredo Mordechai Rabello, *AEQUITAS and EQUITY : Equity and Civil Law and Mixed Jurisdictions* (1997), at 812.
- (54) Pierre Lepaulle, *Traite Theorique et Pratique des Trusts en Droit Interne, en Droit Fiscal et en Droit International* (1932), at 23-40. なお、ルポールの所説は、四宮和夫博士の信託「実質的法主体」説に影響を与えたことでも知られている。
- (55) ケベック法においては、受託者は信託財産の所有者ではなく (Civil Code, art 1261.), 信託財産は無主の財産となっている。

スコットランドにおける“信託”の法概念と欧州における信託導入への展望

- (56) K.W.Ryan, *The Reception of Trust*, 10 *International and Comparative Law Quarterly* 265. Ryan理論の紹介・分析を行った邦語文献として、道垣内弘人「紹介：K.W.Ryan『大陸法における信託の受容』—大陸法系における信託法研究序説(上)・(下)」信託176号4頁・177号4頁(1993-1994年)参照。
- (57) 信託財産に法人格を認めるか否かは Scottish Law Commission でも検討されたが、法人格を認めるという具体的な動きはこれまでのところ出ていない。Discussion Paper on the Nature and the Constitution of Trusts (Scottish Law Commission, October 2006), at 16-17.
- (58) M.J.De Waal and R.R.M. Paisley, *Trusts*, in edited by Reinhard Zimmermann, Daniel Visser and Kenneth Reid, *Mixed Legal Systems in Comparative Perspectives* (2004), at 833. Gretton 教授自身も、そのような考え方の必要性を自ら示唆している。Gretton, *Trusts without Equity*, at 617-618.
- (59) Gretton, *Trusts and Patrimony*, at 189.
- (60) *Discussion Paper on the Nature and the Constitution of Trusts*, at 12.
- (61) ハーグ信託条約に関する詳細については Explanatory Report by Alfred E. von Overbeck (1985) 参照。本報告書の翻訳として、アルフレッド・E・フォン・オーヴェルベック(道垣内正人訳)「信託の準拠法及び承認に関するハーグ条約についての報告書(翻訳)」信託153号4頁以下(1988年)がある。
- (62) これらを一冊の本にまとめたものが Hayton, Kortmann and Verhagen (eds.), *Principles of European Trust Law* である。同原理を翻訳・分析したわが国の文献として、前掲『欧州信託法の基本原理』参照。
- (63) 受益者の利益や特定目的の実現・推進に向けられた、受託者の存在しない無主のファンド(ケベックの信託等)や、受益者が所有し受託者が管理するファンド(オランダ・南アフリカにおける bewind 等)は、1条の信託から除外される。さらに、受益者が強制可能な権利を有しない場合も除外される。また、受託者は分別された信託財産を所有するが、受託者が利益を与える権限の対象が、実際は指名権の対象者に過ぎない場合も、受益者が存在せず、その財産は設定者のために保有されるものとみなされる。Hayton, Kortmann and Verhagen (eds.), *Principles of European Trust Law*, at 30 (Commentary).
- (64) “mixed legal system”としては、スコットランド、南アフリカの他、リヒテンシュタイン、ケベック、プエルトリコ等が挙げられる。
- (65) H.L.E. Verhagen, *Trusts in the Civil Law : Making Use of the Experi-*

- ence of 'Mixed' Jurisdictions, 3 *European Review of Private Law* 477 (2000).
- (66) 早川眞一郎「舶来仕様の信託—「イタリア人のための信託」序説—」
関西信託研究会『法形式と法実質の調整に関する総合研究Ⅱ（トラスト
60研究叢書）』（財団法人トラスト60, 1999年）。
- (67) Maurizio Lupoi, *The Civil Law Trust*, in Rosalind F. Atherton (ed.),
*The International Academy of Estate and Trust Law : Selected Papers
1997-1999* (2001), at 44-46.
- (68) 同法は、ルクセンブルクで1983年に成立した法律の包括的修正である。
- (69) 早川眞一郎「ルクセンブルクの信託に関する最近の法律（2003年7月
27日の法律）について」東北信託法研究会編『変革期における信託法
（トラスト60研究叢書）』31頁以下。
- (70) Paul Matthews, *The French Fiducie : And Now For Something Com-
pletely Different ?*, *Trust Law International*, Vol. 21, No. 1 (2007), at 31.;
Maurizio Lupoi, *The Development of Protected Trust Structure in Italy*, in
*edited by David Hayton, Extending the Boundaries of Trusts and Similar
Ring-Fenced Funds* (2002), at 89-90.

(早稲田大学法学学術院准教授)